

令和2年8月3日

椋山女学園ハラスメント相談室相談員募集要項

| | |
|-----------|---|
| 職 種 ・ 職 名 | 学園ハラスメント相談室相談員 |
| 採用予定人数 | 1名 |
| 契 約 期 間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 (職種を問わず最初に椋山女学園との間で雇用契約を締結した日から5年以内の更新あり) |
| 職 務 内 容 | 職務内容 ハラスメント相談室に係る業務 (1) ハラスメントに関する相談 (2) ハラスメントに関する助言、指導 (3) ハラスメントに関する調査研究 (4) ハラスメント防止対策に係る業務の企画及び立案 (5) その他ハラスメントに関する業務 |
| 応 募 資 格 | 次のいずれかを満たす者 (1)公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士又は社会福祉士のいずれかの資格を有している者 ※ハラスメント相談員としての実務経験を有している者が望ましい。 (2)フェミニストカウンセラーの認定を受けている者 ※ハラスメント相談員としての実務経験を有している者が望ましい。 (3)大学でのハラスメント相談員としての実務経験を有している者 (4)その他、前各号と同程度の能力を有する者 |
| 提 出 書 類 | (1)履歴書 1部 (学歴、職歴、写真添付、連絡先電話番号とメールアドレス明記) (2)最終学歴の卒業または修了証明書 1部 (3)応募資格を証明する資料(コピー可) 1部 (4)本学職員としての抱負 A4用紙1枚 |
| 提 出 締 切 日 | 令和2年9月18日(金)消印有効 |
| 書 類 提 出 先 | 〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17番3号 学校法人椋山女学園 総務部人事課 |
| 選 考 方 法 | 書類選考・面接等 |
| 面 接 予 定 日 | 随時実施予定(対象者に個別にご連絡をします。) |
| 面 接 会 場 | 名古屋市千種区星が丘元町17番3号 星が丘キャンパス |
| 勤 務 地 | 星が丘キャンパス(名古屋市千種区星が丘元町17番3号) |
| 勤 務 時 間 | (1)勤務日 週2～3日 (2)勤務時間 10時00分～17時00分(休憩45分) 実働6時間15分 |
| 給 与 | 時給 2,550円 |
| 通 勤 手 当 | 専任職員の規程を準用(諸手当は通勤手当のみ支給) |
| 福 利 厚 生 | 労働保険加入 |
| 休 日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日、学園創立記念日、年末年始等(授業日を除く) |
| 問 合 先 | 学校法人椋山女学園 総務部人事課 〒464-8662 名古屋市千種区星が丘元町17番3号 TEL(052)781-7531(直通) E-mail: jinjika@ml.sugiyama-u.ac.jp |
| 採 用 担 当 者 | 人事課長 |

※上記の提出書類に記載された個人情報、採否を決定する目的以外の目的に利用することは
ありません。応募書類は返却いたしません。採用試験終了後、責任を持って速やかに処分
いたします。